あたりまえを、あたりまえに

－ご存じですか？「合理的配慮」－

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる思いやりにあふれたまちになるよう、一緒に考えてみませんか。

問合せ　障害福祉課　☎55-2761　FAX53-0151　E fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

合理的配慮とは

障害のある人や難病を患っている人は、社会の中にあるバリアによって、困り事を感じる場合があります。そのような場合に、負担が重くならない範囲で周囲が配慮することを言います。

一人一人に応じた配慮を

障害や難病の種類・程度は様々です。同じような状況であっても、そこに合った配慮は、障害の特性やそれぞれの場面によって違うことがあります。実際の状況に応じて柔軟な対応をお願いします。

負担が大きいと感じるときには、障害のある人にその理由（なぜ負担が大きいのか）を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

配慮の具体例

❶環境への配慮

- 段差がある場合には、車椅子利用者の携帯スロープを設置する。また、キャスター上げなどの補助をする
- 目的地まで案内する際には、障害のある人の歩く速さに合わせたり、前後・左右・距離の位置取りについて、希望を聞いたりする

❷意思疎通に対する配慮

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに文字を書いて伝える方法）などのコミュニケーション手段を用いる
- 書類の記入を依頼するときには、記入方法などを本人の目の前で示したり、分かりやすいメモで伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といったことを行う

❸ルール・慣行を柔軟に変更する配慮

- 順番を待つことが苦手な特性がある人に対し、順番を教えたり、周囲の人の理解を得た上で手続などの順を入れ替えたりする
- 車椅子利用者等にスクリーンなどがよく見えるよう、近い席を確保する

〝共生社会〟の実現へ

障害のある人に、「合理的配慮」を行うことを通じて、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えていきます。こうした一歩一歩の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会「共生社会」の実現へとつながっていきます。

障害者差別解消法が改正

今年5月に、障害者差別解消法の一部を改正する法律が成立し、公布されました。その改正内容を紹介します。

①地方公共団体の連携協力

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別解消の推進に必要な施策が、効率よく効果的に実施されるよう、適切な役割分担と、相互連携を強化します

②合理的配慮の提供義務化

事業者が社会的障壁を除去するに当たり、必要で合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務になりました

③支援措置の強化

- 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に基本的事項を追加
- 国及び地方公共団体が、障害を理由とする差別の相談体制を確保する責務の明確化
- 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組の情報（事例など）を収集、整理及び提供

身近にいることを知ってほしい

最近は、新しい飲食店などは広い店内やトイレなどが整備されていて、とても配慮されているなと感じます。また、ふだん買い物に出かけるときも、車椅子では高い所にある商品には手が届かないので、ほかのお客さんや店員さんにサポートしていただくことも多く、助かっています。

しかし一方で、道路の歩道を車椅子で通行するとき、段差が大きいところなどで注意が必要なときもあります。また、古いエレベーターは狭いことが多く、中で車椅子が切り返せない場合もあり、まだまだ日常で不便だと感じるところはいくつかあります。

障害者は身近な存在です。日常で見かけたときは、少し意識してもらえるとうれしいです。もし困っているような様子があれば、声をかけてください。そうやってお互いに助け合うことで、みんなが暮らしやすいまちになっていくといいですね。

鳥居 幹生（みきお）さん（横割）

― interview ―

まずは知ることから

合理的配慮は「その人の困り事や困り感を、軽減し当たり前に生活できるようにすること」だと思います。

私には、自閉症の息子がいるのですが、新型コロナウイルスワクチンを接種するに当たり、集団会場で普通に接種できるのかとても不安でした。当日、会場の人に配慮が必要であることを伝えると、会場隅の仕切られた場所を用意していただき、そこで接種後に待機することができました。とてもありがたかったのですが、事前に電話しておくと、違う接種場所を用意していただけるということが、あらかじめ分かるといいな、と思いました。同じように不安があり、接種をためらっている人もいると思います。

障害のある人にどう接していいのか分からない人もいるかと思います。障害の有無にかかわらず、配慮してほしいことや困り事は人それぞれあると思います。まずは、「何か困っていることはありますか」「お手伝いすることはありますか」と、遠慮せずストレートに聞いてください。まずその人を〝知る〟ということが大切だと思います。そうやってお互いに歩み寄っていければ、誰もが暮らしやすい社会により近づくのではないでしょうか。

NPO法人富士市手をつなぐ育成会
理事　戸次 快江（とつぎかいえ）さん

知っていますか？

ヘルプマーク、ヘルプカード

ヘルプマークとは？

ヘルプマークは、援助が必要な人のためのマークです。

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または、妊娠初期の人など、外見からは分からなくても、援助や配慮が必要な人がいます。このマークを見かけたら、バスや電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

対　象／外見からは分かりにくい様々な理由から、援助や配慮を必要としていることを周囲の人へ知らせる目的で利用を希望する人

配布場所／富士市役所４階障害福祉課、富士健康福祉センター福祉課（県富士総合庁舎１階）

ヘルプカードとは？

ヘルプカードは、障害のある人などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。緊急時や災害時など困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

対　象／場合によって必要な支援や配慮を周囲の人にお願いする必要がある人

配布場所／富士市役所４階障害福祉課
※市ウェブサイトからもダウンロード可。

▲ダウンロードはこちら

※いずれも障害者手帳の所持などの条件はありません。家族や支援者など代理の人でも受け取りが可能です。